

4 東部地域のまちづくり構想



●東部地域の現況

位置・範囲	■西部南・北地域を除く範囲
法規制	■全域が市街化調整区域であり、集落地と農業振興地域内の農用地区域が広がる
土地利用	■農地・樹林地・河川敷などの自然的土地利用が中心 ■旧河川の氾濫による自然堤防上に集落地が形成 ■町役場を中心に町立図書館、町民会館などの行政サービス施設が立地 ■平成の森公園が町役場に隣接

●東部地域の将来像

～美しい農業集落としての特性を守りつつ、生活環境が充実した東部地域～

- * 田園や古くからの集落地が広がる田園風景を守りつつ、町役場をはじめ、町立図書館や町民会館、けやき保育園、平成の森公園などの公共公益施設や川島中学校などの教育施設、町民体育館や武道館などの体育施設が集積し、町民サービス・レクリエーション・交流の場としての機能が強化されている姿を地域の将来像として描きます。
- * 優良農地が広がるなか、農産物加工施設が立地する行政系地域西側は、町の農業振興を担う拠点としての機能を維持します。
- * 集落地においては、豊かな自然に恵まれた閑静な住環境を保全します。

●東部地域のまちづくりの方針

(1)土地利用と市街地整備

- 市街化調整区域として、農地・樹林地・河川敷などの自然的な土地利用を基本として規制・誘導を行います。特に、地域の大部分を占めている農地については、食糧生産や環境保全など多様な機能を果たしていることから、保全を図ります。



<水田>

- 集落地は、地域コミュニティの活力や住環境の維持・向上を図ります。特にコミュニティの活力維持が必要と考えられる地区においては、地区計画など都市計画の手法も活用し、地域特性に応じたまちづくりの展開を推進します。
- 町役場周辺は、町民の交流を促進する公共施設や体育施設などが集約した一帯として、その機能の強化を図っていきます。
- 都市計画法第34条第12号に基づく区域指定がされている「表、山ヶ谷戸地区」および「上・下大屋敷、西谷地区」については、工業系（製造業）の土地利用を図ります。その他の地区については、町内の産業基盤整備状況などを踏まえて整備を検討します。
- 国道254号沿いの地域は、広域交通の利便性が高い川島インターチェンジ周辺と連携し、計画的な都市的土地利用への転換を目指します。なお、周辺には優良農地が広がっていることから、都市と農業が調和したまちづくりに努めます。

(2) 道路・交通体系の整備

- 広域幹線道路である圏央道、国道、県道について、その機能強化と維持管理を関係機関に要請していきます。
- 町役場周辺における今後の公共公益施設の集積状況に応じて、駐車場の整備、アクセス道路の改善などを推進していきます。
- 民間路線バスが運行されており、高齢者や学生など自家用車を持たない方にとっての重要な移動手段となっていることから、その安定的な運行を支援するとともに、路線維持のため積極的なバスの利用を促進します。
- デマンド型交通「かわみんタクシー」の運行継続とともに、そのサービス形態の充実方法について検討していきます。

(3) 水と緑のまちづくり

- 農地や樹林地は原則として保全します。
- 安藤川、横塚川といった河川の機能改善を図るとともに、親水空間としての機能強化や河川改修による整備を図ります。
- 水と緑の拠点を中心として、多くの人が訪れ、憩うことのできるレクリエーション・交流の場の創出を図ります。
- 鳥羽井沼周辺の適正な維持管理を継続しつつ、自然や緑が体験できる拠点として、公園化に向けた整備を検討します。
- 太郎右衛門自然再生地や三ツ又沼ビオトープは、関係機関と連携・協力を図り、自然環境の保全に努めます。
- 町の中核的な公園である平成の森公園の適正な維持管理を継続するとともに、その運営や機能強化にあたっては、事業の効率化や利用者ニーズにきめ細かく対応していくため、PFIなどの民間活力の活用を検討します。



<鳥羽井沼>

(4)ふるさと景観の保全・形成

- 一面に広がる農地や樹林地、集落地、神社仏閣などの歴史的・文化的景観資源が形成する「ふるさと景観」の保全を図ります。
- 集落地内の建築物や構造物は、周辺環境と調和した景観の誘導を図ります。
- 桜つつみや堤防に咲く菜の花などの特徴的な景観の保全を図ります。
- 町役場周辺においては、公共公益施設の集積地にふさわしい秩序の感じられる景観の保全と景観に配慮した整備を進めます。



<釘無桜つつみ>

(5)公共公益施設の整備

- 町役場や平成の森公園をはじめとした町役場周辺、かわみんハウス、つばさ北・南小学校、旧出丸・小見野小学校などの公共公益施設について、地域コミュニティに開かれた施設として活用を推進します。
- 各教育施設は、少子化に対応した活力ある学校づくりを推進するため、将来的な統合（小・中一貫校の開校など）を推進します。
- 各施設のバリアフリー化をさらに推進するとともに、必要に応じて周辺のアクセス道路の改善なども検討します。
- 町役場周辺は、今後の財政状況や町民意向などを総合的に踏まえて、施設の統合や再編を推進します。また、統合・再編後の施設については、譲渡など跡地利用の検討を推進します。



<かわみんハウス>

(6)安全・安心のまちづくり

- 本町縁辺部の堤防が決壊した場合、本町のほぼ全域が水没してしまうことが予想されているため、地域における避難経路の安全性の向上を図ります。また、水害時の一時避難場所となる盛土による高台整備を推進します。
- 地域外周を流れる河川や、安藤川・横塚川の内水排除による治水機能の向上を関係機関に要請していきます。また、飯島雨水幹線の整備を推進します。
- 地震対策として、建物や構造物の耐震性・耐火性の強化を推進するほか、指定緊急避難場所であるつばさ北・南小学校や、旧出丸・小見野小学校、平成の森公園多目的広場などの機能の維持・強化を図ります。
- 集落地の空き家については、適切な管理と活用のための取組を推進します。また、農業従事者の減少などにより空き家となった農地が付属する農家住宅については、農地付き空き家として流動化を図ります。
- 各自治会活動の取組の機会などを活用して、防災のほか、防犯や感染症対策に留意した地域づくりを推進します。










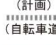










行政サービス・交流機能の強化

行政サービス機能の中核として、町役場をはじめとした公共公益施設の集約を推進します。

町民の憩い・レクリエーション・交流の中心となっている平成の森公園について、適正な維持管理と更なる機能の充実を図ります。

凡 例

- | | | |
|---|--|--|
|  公共・公益拠点 |  物流・工業系地域 |  都市計画道路(整備済み) |
|  水と緑の拠点 |  インター周辺開発地域 |  " (未整備) |
|  道路交通軸 |  行政系地域 |  都市公園 |
|  (計画)
道路交通軸
(自転車道) |  公園・緑地系地域 |  公共公益施設 |
|  水と緑の軸 |  農業系地域 |  景観資源 |
| |  田園居住系地域 |  神社仏閣 |
| |  河川・水路 | |

【東部地域のまちづくり構想】